

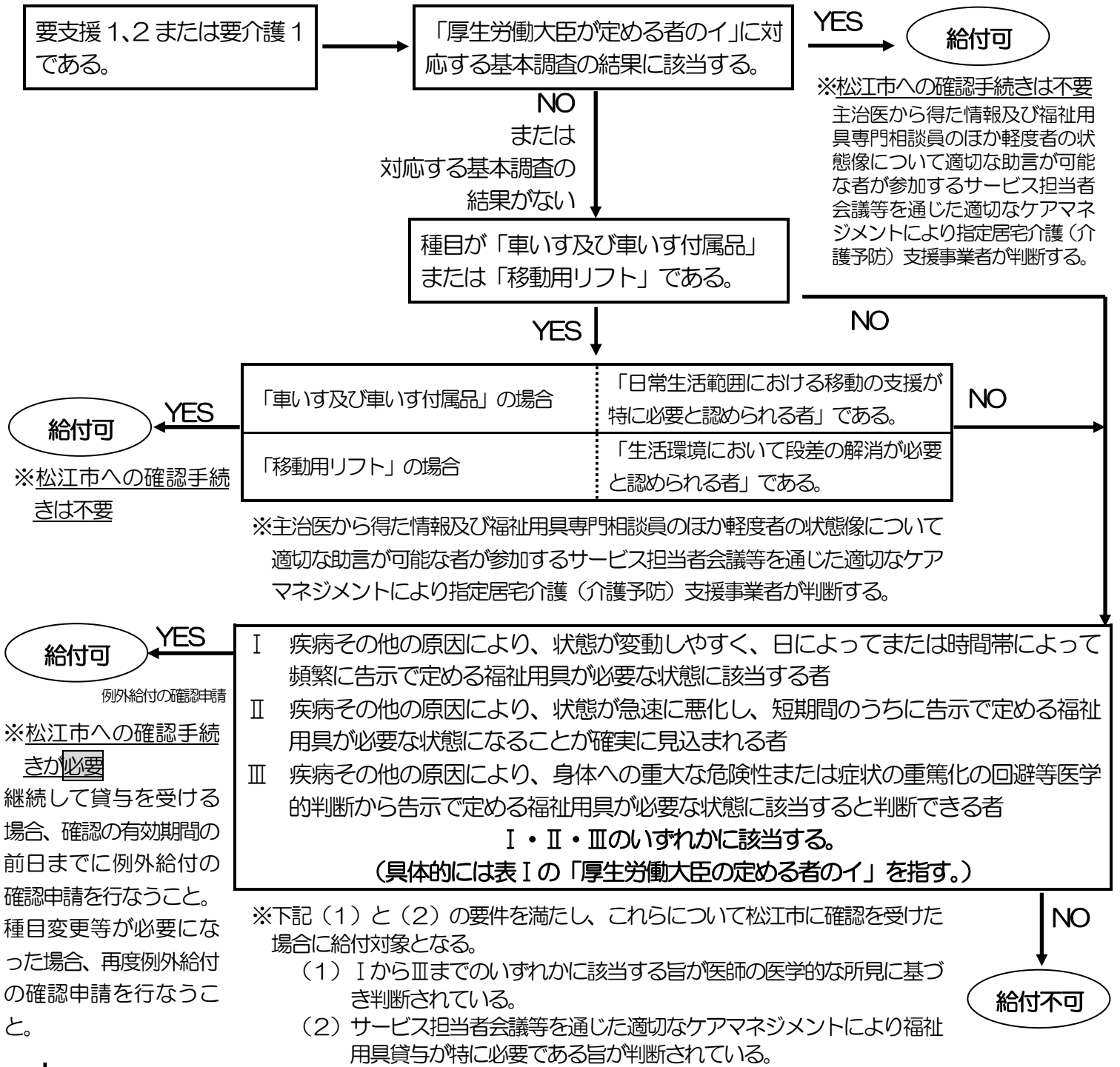
軽度者に対する福祉用具貸与フロー図

◎軽度者＝要支援 1、2 または要介護 1

◎福祉用具貸与の給付要件

対象福祉用具					
車いす 及び 車いす付属品	特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	床ずれ 防止用具	体位変換器	認知症高齢者 徘徊感知機器	移動用リフト
給付要件：表 1 に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。					

上記の種目に係る福祉用具貸与の判断手順



給付可
例外給付の確認申請
※松江市への確認手続きが**必要**
継続して貸与を受ける場合、確認の有効期間の前日までに例外給付の確認申請を行なうこと。
種目変更等が必要になった場合、再度例外給付の確認申請を行なうこと。

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| ①医学的所見の確認方法と整備書類（4 つのうちいずれか） | ②担当者会議の記録 |
| ・文書による確認→主治医意見書 | ③居宅サービス計画書（1）（2） |
| ・医師からの診断書 | ※但し、利用者又はその家族の同意前の原案でも可 |
| ・サービス担当者会議への主治医出席→担当者会議記録 | ④軽度者に対する福祉用具に係る確認書 |
| ・ケアマネによる聞き取り→聞き取りの記録書 | |